

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程

(目的)

第1条 この規程は、舞台およびテレビジョンで働く照明技術者に必要な知識および技能を認定することにより、その技術の向上および社会的地位の確立を図り、もって照明技術を通じて日本における芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう照明技術者とは、舞台およびテレビジョンスタジオおよび仮設ステージなどで演じられるものに対して、照明業務を担当し、照明設計、照明操作およびこれに関連する設備、機器の安全な運用ならびに保守、管理などを行なう者をいう。

(認定)

第3条 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定（以下「技能認定」という。）は、この規程の定めるところにより公益社団法人日本照明家協会会長（以下「会長」という）が行なう。

2. 前項の認定は、1級および2級とし、試験によって行なう。以下この試験を「技能認定試験」という。
3. 第2項の認定の基準は、別表の技能認定基準による。

(教育)

第4条 会長はこの認定を行うに当たり、前条の認定基準に基づく教育資料を作成し、受験者の技術向上を図るための講座を設ける。

(技能認定委員会)

第5条 技能認定試験および講座の実務は、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験委員会（以下「技能認定委員会」という。）がこれを行う。

2. 技能認定委員会の構成、技能認定委員会の資格及び任務は、「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験委員会規則」により別に定める。

(認定試験)

第6条 第3条第2項の試験は、学科試験および実技試験によって行なう。

2. 学科試験および実技試験は、別表第1および第2の技能認定基準に掲げる科目について実施する。

(試験の告知)

第7条 技能認定試験を行なう日時および場所並びに受験申請書の提出期限その他技能認定試験の実施に関し必要な事項は、協会誌その他によって告示する。

(試験の実施)

第8条 技能認定試験は、毎年1回以上これを行なう。

2. 実施に関する具体的な事項は舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定める処による。

(受験資格)

第9条 技能認定試験を受けることができる者は、次の者とする。

- 1) 2級の受験資格は、舞台照明またはテレビジョン照明に関し、1年以上の実務の経験を有する者。
 - 2) 1級の受験資格は、2級の技能認定を取得した後、引き続き3年以上の実務経験を有する者、もしくは舞台・テレビジョン照明に関し、5年以上の実務の経験を有する者。
2. 前項に掲げる実務の経験年数とは、1年間に8ヶ月以上実務に従事することをいう。

(試験の免除と経験年数の短縮)

第10条 国の定める資格保持者並びに学校教育法に定める学校において技能認定基準に関する科目を履修した者および第4条に基づく講座修了者に対しては試験の一部免除および経験年数の短縮を行なう。

2. 前項に掲げる者のほか、会長が特に認める者は、技能認定に係わる技能認定試験の一部または全部の免除を受けることができる。
3. 第6条第1項の学科試験または実技試験のいずれかに合格した者は、次回の当該試験の免除を受けることができる。
4. 前各項に関連する事項は実施要綱に別に定める。

(受験申請)

第11条 技能認定試験を受けようとする者は、照明技術者技能認定受験申請書(様式第1号もしくは様式第2号)をもって会長に申請しなければならない。

(合否の決定)

第12条 合否の判定は、技能認定委員会が学科試験および実技試験の採点結果を合否基準に基づき判定する。

2. 会長は判定に基づき、合格した者に書面でその旨を通知する。

(認定証の交付)

第13条 会長は、技能認定試験に合格した者の氏名を登録台帳に登録し、合格者に当該級の技能認定証を交付する。

(試験の手数料)

第14条 技能認定試験手数料は理事会がこれを決める。

2. 受験申請書を受理した後は、受験手数料の返還は行わない。ただし天災その他受験者の責めに帰すことのできない理由により受験できなかったと会長が認める場合を除く。

(受験の停止および合格の取消)

第15条 技能認定試験の受験に際して、次のような不正行為を行なった者に対しては、

その試験の受験または合格を取り消し、技能認定証を交付した場合は返還させるものとする。

- 1) 試験の実施中に不正行為をしたとき。
- 2) 試験の問題等試験に関する秘密事項について、試験関係者より情報の提供を受ける等不正な手段でそれを入手したとき。

(資格の停止)

第16条 技能認定資格の権威を著しく損ねる行為があった者に対しては、会長は査問委員会に諮問し、その答申に基づき資格を停止することができる。

2. 査問委員会に関する規程は別に定める。

(認定証の再交付)

第17条 技能認定証の交付を受けた者が、当該認定証を紛失もしくは著しく損傷したとき、または氏名を変更したときは、技能認定証再交付申請書（様式第3号）を会長に提出して、当該技能認定証の再交付を受けることができる。

2. 技能認定証再交付手数料は実費とし、再交付申請書提出の際徴収するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成22年12月27日から施行する。

改定 平成27年 9月16日

改定 平成28年 9月14日

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本照明家協会の定める「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程」第5条に基づく技能認定実施に関する技能認定委員会の構成とその役割(任務)および技能認定委員の資格と任務について定める。

(技能認定委員会の設置とその構成)

第2条 技能認定委員会は本部技能認定委員会および支部技能認定委員会によりこれを構成し、各講座および技能認定試験にかかわる全体指針の策定、試験問題の作成および採点、試験実施の運用などの作業を行う。

(各技能認定委員会の任務)

第3条 前条に定める技能認定委員会の任務は次の通りとする。

「本部技能認定委員会」

- 1) 本部技能認定委員会は各講座および技能認定試験に関し、その企画、運用、管理に当たる。
- 2) 会長の指示に基づき、各級の技能認定試験の問題を作成し、その判定基準を定める。
- 3) 2級技能試験問題の一部について、支部技能認定委員会にその作成を委嘱することができる。
- 4) 1級技能認定試験の会場における試験管理を行う。
- 5) 1級技能認定試験の答案を判定基準に基づき採点し、合否を判定する。
- 6) 2級技能認定試験の結果について、支部技能認定委員会から報告を受け、合否を判定する。
- 7) 技能認定試験の答案の管理を行う。

2. 「支部技能認定委員会」

- 1) 支部技能認定委員会は2級技能認定試験に関し、その企画、運用、管理にあたる。
- 2) 本部技能認定委員会の決定に基づいて委嘱された事項について問題を作成する。
- 3) 支部技能認定委員会が独自に作成した問題については、これを本部技能認定委員会に送付報告し承認を受ける。
- 4) 2級技能認定試験について、判定基準に基づいて採点し、その結果を本部技能認定委員会に報告する。
- 5) 1級技能認定試験の会場における試験管理の補佐を行う。

(技能認定委員)

第4条 各部技能認定委員の資格は以下に定める通りとする。

- 1) 本部技能認定委員会委員長は、原則として理事の中から執行理事会の承認

得て会長が選任及び解任する。

- 2) 本部技能認定委員会委員（以下「本部技能認定委員」という）は、正会員または、学識経験者の中から、舞台・テレビジョンに関し十分な専門知識を有する者を執行理事会の承認を得て委員長が選任及び解任する。
- 3) 副委員長は委員の互選により、選任、解任するものとし、委員長は、その結果を執行理事会に報告する。
- 4) 本部技能認定委員の定員は5名以上とする。
- 5) 支部技能認定委員会の委員長は支部長とする。
- 6) 支部技能認定委員は、正会員または、学識経験者の中から舞台・テレビジョンに関し十分な専門知識を有し、かつ地域の実情を充分把握している者を、支部運営委員会の承認を得て、支部技能認定委員長が選任、解任する。
- 7) 支部技能認定委員の定員は、各支部2名以上とする。

2. 1) 委員の任期は定款の定める理事の任期に準ずる。再任を妨げない。
- 2) 技能認定委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしまたは盗用してはならない。

（技能認定委員名簿）

第5条 技能認定委員の氏名は選任の都度これを公表する。

（改廃）

第6条 この規則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

（附則）

この規則は、平成22年12月27日より施行する。

改定 平成27年9月16日

改定 平成28年9月14日

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程（以下「規程」という。）及び、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験委員会規則に基づき、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験（以下「試験」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(試験の実施時期)

第2条 規程第8条に定める試験の実施は、1級に関しては原則として年1回以上これを行なう。

- 2級に関しては、各支部の定める期日にこれを行う。
- 前項において、各支部は実施にあたり3ヶ月以上の余裕を持って、決定した期日を公益社団法人日本照明家協会事務局（以下「本部事務局」という。）に報告する。

(試験の告示と管理)

第3条 試験の告示と管理については、次によるものとする。

「1級試験の告示と管理」

- 1) 本部事務局は、会長の指示に基づき、協会誌その他で試験の開催を告示し、受験申請書を受理し、受験者名簿を作成して、本部技能認定委員に送付し、所定の手続きを経て受験票を作成する。
- 2) 本部技能認定委員会は受験者名簿を審査し、規程第10条による試験の免除その他必要な事項を判定して本部事務局へ送付し、試験会場における試験管理を行なう。
- 3) 本部事務局は合否判定に基づく会長の指示により所定の事務手続きを行なう。

2. 「2級試験の告示と管理」

- 1) 本部事務局は、各支部長より報告された2級試験の実施について、会長の指示に基づき協会誌その他で、試験開催を告示する。
- 2) 支部事務局は受理した受験申請書を支部技能認定委員会に送付し、受験票を作成するとともに試験に必要な事務を行なう。
- 3) 支部技能認定委員会は照明技術者認定規程第9条および第10条に基づく受験資格の審査を行ない、第10条第2項の処置などの申請を行なうことができる。
- 4) 支部技能認定委員会は、試験管理を行なうとともに、採点した試験結果を本部

技能認定委員会に報告する。

- 5) 本部事務局は本部技能認定委員会の合否判定に基づく、会長の指示により所定の事務手続きを行う。

(試験の開催地)

第4条 試験は次の9地区のすべてまたは一部において実施する。

2. 会場の詳細についてはその都度告示する。
3. 受験者は居住地区に関係なく、自由に受験地区を選択することができる。

| 地区 | 都道府県 | | | | | | |
|-----|------|----|----|-----|----|----|-----|
| 北海道 | 北海道 | | | | | | |
| 東北 | 青森 | 岩手 | 秋田 | 宮城 | 山形 | 福島 | |
| 東京 | 群馬 | 栃木 | 茨城 | 埼玉 | 東京 | 千葉 | 神奈川 |
| | 山梨 | 長野 | 新潟 | 静岡 | | | |
| 中部 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 岐阜 | 富山 | 石川 | 福井 |
| 関西 | 滋賀 | 京都 | 奈良 | 和歌山 | 大阪 | 兵庫 | |
| 中国 | 岡山 | 広島 | 鳥取 | 島根 | 山口 | | |
| 四国 | 香川 | 徳島 | 愛媛 | 高知 | | | |
| 九州 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 |
| 沖縄 | 沖縄 | | | | | | |

(受験の手続き)

第5条 受験申請者は、規程第11条に定める申請書に手数料を添えて、1級受験申請者は支部又は本部事務局へ、2級受験申請者は支部事務局へそれぞれ提出するものとする。

(経歴の証明)

第6条 申請書の実務経歴欄には、1級の技能認定資格保持者、または所属する団体の責任者、もしくは管理者の証明を要するものとする。

(試験免除科目と経験年数の短縮)

第7条 規程第4条に定める講座の受講を終了した者は、2級技能認定試験科目のうち一部を免除する。

2. 大学、短期大学および高等専門学校を卒業した者は、1級技能認定受験資格の実務経験年数をそれぞれ2年、および1年短縮する。
3. 規程第10条第2項により協会と協定を取り交わした学校の当該学科の履修者は学校の申請により技能認定試験を免除し、2級技能認定資格者と認定する。
協定の内容については別に定める。

(試験免除科目に対する合否の判定)

第8条 前条第1項において試験科目の免除を受けた者の合否は実際に受験した科目の成績で行なう。

(協定校卒業者の認定の取扱)

第9条 第7条第3項により資格を得ようとする者は、学校を通じて「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定資格申請書」(様式第5号)により、会長へ申請しなければならない。

2. 第7条第3項に基づき、2級技能認定資格者の認定手続きに要する費用は、これを認定料として別に定める。

(改廃)

第10条 この要綱の改廃は理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この実施要綱は、平成26年9月24日より施行する。

改定 平成27年9月16日

改定 平成28年9月14日

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定基準

「技能認定規程別表第1」 2級

照明技術者として必要な基礎知識を持ち、現場で他の職種の人達と協同して安全に作業できる常識を有し、上級者の指示に従って正確かつ速やかに作業を行える能力を有する者。

《学科試験》

| | 科 目 | 内 容 |
|------------------|--------------|---|
| 一 般 知 識 | | 1. 照明技術者としての基本的な心構えと、現場における他職種の人達との関連を理解している。 2. 上演される内容に対して、一般的な知識を持ち、理解することができる。 |
| 専 門 知 識 | 1 舞台について | 1. 舞台機構・設備について概略の知識がある。 2. 舞台照明設備について概略の知識がある。 3. 舞台・ホール以外の会場における設備について、照明を含めて概略の知識がある。 |
| | 2 テレビジョンについて | 1. テレスタジオ設備について概略の知識がある。 2. テレスタジオの照明設備について概略の知識がある。 3. テレビジョンの中継の仕事について、照明を含めて概略の知識がある。 |
| | 3 技術用語 | 1. 仕事場で用いられている技術用語について、照明用語を含めて不自由しないだけの一般的な知識がある。 |
| | 4 照明機器 | 1. 光源の種類・性質について概略の知識がある。 2. 照明器具とその性能、器材の種類について一般的な知識がある。 3. 調光器、調光設備について概略の知識がある。 |
| | 5 基礎工学 | 1. 電気工学 直流、交流、電圧、電流、電力などについて基礎を理解している。 2. 電子工学 照明機器に用いられる半導体についての概略の原理と名称について理解している。 3. 照明工学 光、レンズ、反射鏡について基礎的に理解している。 |

《実技試験》

| 科 目 | 内 容 |
|-----------|---|
| 1 準備、仕込み | 1. 上級者の指示に従い、仕込み図に基づいて器材の準備その他の作業ができる。 2. 作業現場において上級者の指示の下に、一定の区分を担当して正確、確実、安全に作業ができる。 |
| 2 上演中の作業 | 照明設計者、チーフオペレーターの指示に従い、上演中の作業を確実に行うことができる。 |
| 3 器具の取り扱い | 1. 各種照明機器の違いを判断でき、それぞれの持つ機能を理解することができる。 2. 日常取り扱う機器の取り扱い、保守ができる。 |
| 4 調光卓の操作 | 上級者の指示に従い、調光卓の簡単な操作ができる。 |
| 5 作業の安全 | 1. 現場において安全に作業ができる知識と能力がある。 2. 非常の場合、混乱せずに退避できる知識と能力がある。 |
| 6 事故の処理 | 器具、回路の不良による不点灯事故の原因を速やかに見つけることができる。 |
| 7 管理 | 舞台・テレビスタジオにおいて、機器の一般的な保守管理ができる。 |

「技能認定規程別表第2」1級

照明技術者として必要な知識を持ち、十分な経験と熟練した技能を有し、業務運用にあたって照明設計を充分理解し、責任者として円滑安全に作業を進め得る者。

《学科試験》

| | 科 目 | 内 容 |
|------|-------------|---|
| 一般知識 | | 1. 上演芸能と照明との関連について十分な知識を持っている。 2. 芸術全般、社会事象全般に対して一般的な知識を持っている。 |
| 専門知識 | 1 現場に関連する知識 | 舞台・テレビスタジオだけでなく、仮設ステージをはじめ照明が関わるすべての現場を対象に、そこで作業する照明技術者として、対象となる現場の機構全般に関して十分な知識を持ち、併せてその運用方法についても理解している。 |
| | 2 技術に関連する知識 | 作業の現場で用いられる技術に関して十分な知識を持ち、他の分野との折衝に不自由しない。 |

| | | |
|------|---------|--|
| 専門知識 | 3 基礎工学 | 電気・電子・照明工学の基礎的な知識について充分理解している。 |
| | 4 照明機器 | 1. 照明機器全般にわたって一般的な知識を持っている。 2. 作業の対象となる現場で用いられる照明機器に関して十分な知識を持っている。 3. 照明機器の機能と電気・電子・照明工学との関連について理解している。 |
| | 5 作業の安全 | 1. 準備中および上演中における作業の安全を確認し、業務を遂行する能力を持っている。 2. 舞台・テレビスタジオその他における安全管理に関する法規について一般的な知識を持っている。 |

《実技試験》

| 科目 | 内容 |
|----------|--|
| 1 準備、仕込み | 従事する作業において、照明設計を充分理解し、仕込み図に基づいて作業内容を指示して速やかに作業を行うことができる。 |
| 2 上演中の作業 | 照明設計を理解し、設計者の指示に基づき正確、速やかに作業を行い、上演中の照明作業全体の進行を管理することができる。 |
| 3 作業の安全 | 作業中の事故を未然に防止するよう、技術的・精神的に配慮をする能力を持っている。 |
| 4 事故の処理 | 1. 種々の事故に対して速やかに対応することができる。 2. 非常の場合、管理者と協力して適切な行動をとれる能力を持っている。 |
| 5 管理 | 対象となる作業の現場において、他の分野と協力して日常の管理業務を行うことができる。 |

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定２級 資格取得認定協定校に関する基準

「技能認定規程別表第３」

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定２級資格に対応する教育内容は、最低で以下の基準を満たしていなければならない。

- * 年間の総授業時間 600 時間以上（ここでいう時間は、1 時間・60 分とする）
- * 実技実習教育のための、実習機材を備えたスタジオ、またはホールを有すること。
（学内に設備のない場合は、実習のために使用する設備の年間使用計画を提出し、これに基づき実施する。）
- * 年間の総授業時間数 600 時間の内訳は、概ね以下の基準を満たすことが望ましい。

| | |
|---|---------------|
| 専門技術者としての一般教養科目 | 150 時間～180 時間 |
| 専門技術者としての専門教養科目 | 250 時間～300 時間 |
| 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定基準（２級）の学科試験内容の専門知識の項目に準拠する内容の専門知識教育 | |
| 専門技術者としての実習教育 | 150 時間～200 時間 |
| 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定基準（２級）の実技試験内容に準拠する実技教育。 | |

以上の中で、年間の授業実施週数、週当たりの授業コマ数、1 コマ当たりの授業時分は、資格取得協定校を希望する専門学校の自由なカリキュラム編成による。

- * 年間の総授業時間数および内訳を設定した判断基準
年間の授業実施週数を 30 週とし、1 週当たりの授業時間を 20 時間とする。

| | | |
|-----------------|--------|--------------------------|
| 授業時間 90 分とした場合 | 1 週当たり | 13～14 コマ |
| | 1 日当たり | 2～3 コマ（1 週 6 日として） |
| 専門技術者としての一般教養科目 | 1 週当たり | 3～4 コマ（年間 135 時間～180 時間） |
| 専門技術者としての専門教養科目 | 1 週当たり | 6～7 コマ（年間 270 時間～315 時間） |
| 専門技術者としての実習教育 | 1 週当たり | 4～5 コマ（年間 180 時間～225 時間） |
| | | |
| 授業時間 75 分とした場合 | 1 週当たり | 16 コマ |
| | 1 日当たり | 2～3 コマ（1 週 6 日として） |
| 専門技術者としての一般教養科目 | 1 週当たり | 4～5 コマ（年間 150 時間～188 時間） |
| 専門技術者としての専門教養科目 | 1 週当たり | 7～8 コマ（年間 262 時間～300 時間） |
| 専門技術者としての実習教育 | 1 週当たり | 5～6 コマ（年間 185 時間～225 時間） |
| | | 以上 |

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定資格査問委員会規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本照明家協会が実施する舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程 第16条に基づき以下の条文を定める。

(査問の申し立て)

第2条 技能認定資格の権威を損なう行為があったと見なされた場合、この判断をした者は、事情を説明する文書に、1級技能認定資格保持者2名の連署をもって、会長に査問を申し立てることができる。

(査問)

第3条 会長は申し立てに対し、査問委員会を招集し、査問を委嘱する。

(委員会の構成)

第4条 査問委員会は、執行理事をもって構成する。

(査問の手続き)

第5条 査問の順序は次によるものとする。

査問委員会は申し立て人、被申し立て人より書面により事情を聴取する。その際に、事実を証する文書があれば提出を求める。

査問委員会が必要と認めた場合には、被申し立て人に面接の上、弁明の機会を与える。

事情によっては、申し立て人、被申し立て人両者立ち会いの上査問する。

(査問の答申)

第6条 査問の結果、正当な理由がある場合は、次に定める罰則の適用を、会長に答申する。

資格の無期限停止

資格の一定期間停止

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成22年12月27日より施行する

改定 平成27年9月16日